

●交通局規程第六号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十三日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程（平成三十年交通局規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号キ中「QRコード」を「二次元コード」に改め、同号に次のように加える。

ク 第十六条第二項に掲げる乗車券情報

(ア) 発売日から九十日以内の任意の一日において、

使用を開始した任意の時間から二十四時間

(イ) 発売日から九十日以内の任意の一日において、

使用を開始した任意の時間から四十八時間

(ウ) 発売日から九十日以内の任意の一日において、

使用を開始した任意の時間から七十二時間

第三条第一項中「第二条第一号ク」を「第二条第一号キ」に改め、「QRコード」を「二次元コード」に改める。

第六条第一号中「八百円」を「千円」に、「四百円」を

「五百円」に改め、同条第二号中「千二百円」を「千五百

円」に、「六百円」を「七百五十円」に改め、同条第三号

中「千五百円」を「二千円」に、「七百五十円」を「千

円」に改める。

第七条第一号アの様式表を次のように改める。

表



第七条第一号イの様式表を次のように改める。

表



第七条第二号アの様式表を次のように改める。

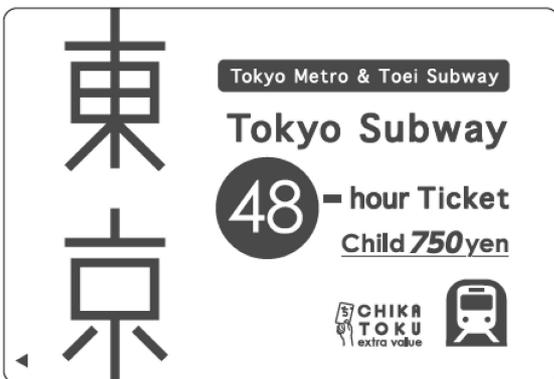
第七条第二号イの様式表を次のように改める。

表



第七条第二号イの様式表を次のように改める。

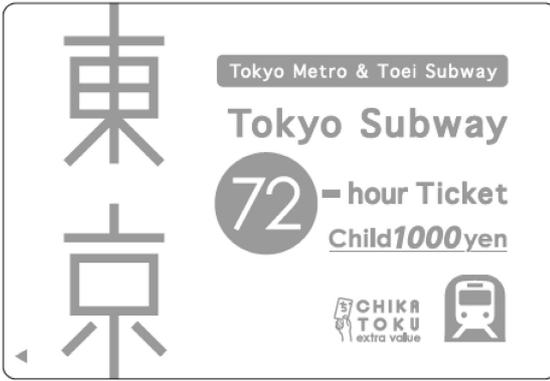
表



第七条第三号アの様式表を次のように改める。

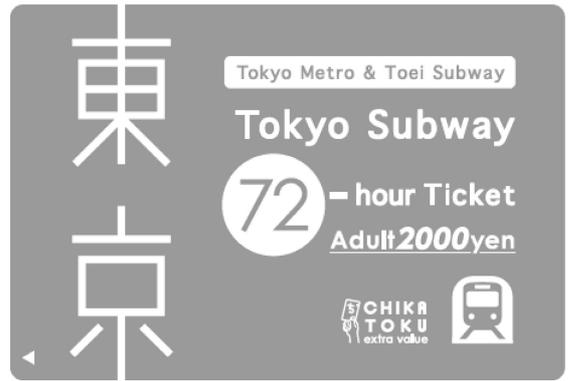
第七條第七号中「QRコード」を「二次元コード」に改める。

表



第七條第三号イの様式表を次のように改める。

表



第十條の見出しを「(発売及び発行の場所又は方法)」に改め、同条中「次の場所」の下に「又は方法」を加え、同条第一号中「地下高速電線線の定期券発売所(上野御徒町駅に限る。)、」を削り、同条第三号中「発行場所」の下に「及び方法」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第十六條第二項の都・メトロ時間制乗車券情報
東京地下鉄株式会社が指定する方法

第十一條に次の一項を加える。

6 前條第四号に定める方法において発売する都・メトロ時間制乗車券の払戻しは行わない。

第十六條を第二十一條とし、第十五條の次に次の五條を加える。

(二次元コード乗車の取扱い)

第十六條 二次元コード乗車とは、東京都交通局(以下「当局」という。)が管理するサーバ上に識別番号が記録された二次元コードをスマートフォン等の携帯情報端末等(以下「携帯情報端末等」という。)に表示させて行う乗車をいう。

2 二次元コード乗車においては、二次元コード及び携帯情報端末等に表示される乗車券情報を乗車券とみなして取り扱う。

(乗車券情報の提示)

第十七條 旅客は、係員から携帯情報端末等に表示される乗車券情報の提示を求められた場合は、その場で提示しなければならない。

2 旅客は、旅行開始後に第一項に規定する乗車券情報の提示を求められたにもかかわらず、旅客の責に帰すべき事由により携帯情報端末等に表示される乗車券情報を提

示できなかつた場合は、既に乗車した区間について乗車区間分の運賃を支払わなければならない。

(二次元コード乗車の方法及び制限事項)

第十八條 二次元コード乗車を行うときは、旅客は旅客営業規程第六十六條に規定する改札を受けなければならない。ただし、二次元コード乗車に対応する改札機等(以下「対応改札機等」という。)の故障、停電、システム障害等により、乗降に必要な処理ができないときは、係員の改札を受けて入出場をすることができる。

2 入場時に使用した二次元コードを出場時に使用しなかつた場合に、当該二次元コードで再び入場することはできない。

(二次元コード乗車が無効となる場合)

第十九條 二次元コード乗車は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

一 係員の承諾なく対応改札機等による改札を受けずに入出場したとき。

二 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って入手した二次元コードを使用したとき。

三 偽造、変造又は不正に作成された二次元コードを使用したとき。

四 旅客の故意又は重大な過失により、二次元コードが障害状態になつたと認められるとき。

五 旅客営業規程第六十一條に定める乗車券が無効となる事項に該当するとき。

六 この規程に基づかない利用をしたとき。

七 その他不正に利用したと認められるとき。

(免責事項)

第二十条 二次元コード乗車について、東京地下鉄株式会社

社及び東京地下鉄株式会社が発売に際して提携する事業者(以下「提携先事業者等」という。)に起因する旅客の損害又は提携先事業者等のサービス機能に関わる旅客の損害については、当局はその責めを負わない。

2 携帯電話網の通信障害等により、乗車券の購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 携帯情報端末等又はこれらを動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、乗車券の購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

4 携帯情報端末等を使用するためのソフトウェア又はアプリケーションの更新等により、二次元コード乗車のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他の不利益については、当局はその責めを負わない。

附則

1 この規程は、令和八年三月十四日から施行する。ただし、第二条第一号ク、第十条第四号、第十一条第六項及び第十六条から第二十条までの改正規定は、令和八年三月二十五日から施行する。

2 この規程の施行前に発売した都・メトロ時間制乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正前の東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程第二条第一号ア、イ、ウ及びキに規定する有効日に限り、なお

使用することができる。

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示
東京都市計画地区計画 令和七年十月八日目黒区告示第六百七十三号

自由が丘東地区地区計画
東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和七年十月八日目黒区告示第六百七十三号

自由が丘東地区第一種市街地再開発事業
東京都市計画地区計画 令和八年一月二十三日足立区告示第三十七号

西新井公園周辺地区地区計画
東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示
東京都市計画高度地区 令和七年十二月二十二日港区告示第四百五十号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 令和七年十二月二十二日港区告示第四百五十一号
東京都市計画道路 令和八年一月二十三日墨田区告示第二十八号

幹線街路補助線街路第百二十一号線
東京都市計画道路 令和八年一月二十三日墨田区告示第二十八号

幹線街路補助線街路第百十九号線
東京都市計画特別用途地区 令和八年一月二十三日墨田区告示第二十九号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 令和八年一月二十三日品川区告示第二十一号
東京都市計画高度利用地区 令和七年十月八日目黒区告示第六百七十四号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 令和七年十月八日目黒区告示第六百七十四号
東京都市計画生 令和七年十一月十四日世田谷区告示第六

産緑地地区 百四十二号	昭島都市計画生 産緑地地区 令和八年一月一日昭島市告示第一号
東京都市計画生 産緑地地区 令和七年十一月七日中野区告示第二百二十 三号	調布都市計画生 産緑地地区 令和七年十月二十四日調布市告示第三百 三十九号
東京都市計画生 産緑地地区 令和七年十一月二十八日杉並区告示第六 百七十号	調布都市計画生 産緑地地区 令和八年一月一日調布市告示第一号
東京都市計画生 産緑地地区 令和七年十一月二十一日東京都板橋区告 示第五百五十二号	町田都市計画特 別用途地区 令和七年九月三十日町田市告示第二百十 八号
東京都市計画生 産緑地地区 令和七年九月三十日練馬区告示第五百八 号	町田都市計画生 産緑地地区 令和八年一月一日町田市告示第三百九号
東京都市計画公 園 第八・二・三 十号高松農の 風景公園	小平都市計画生 産緑地地区 令和七年十二月十八日小平市告示第二百 七十九号
東京都市計画生 産緑地地区 令和七年十一月十九日足立区告示第五百 三十二号	東村山都市計画 生産緑地地区 令和七年十一月七日七東村山市告示第二 百八十号
東京都市計画特 別用途地区 四号	国分寺都市計画 緑地 令和七年十二月十日国分寺市告示第四百 六十六号
特別工業地区	第七号西町五 丁目緑地
東京都市計画高 度地区 五号	国立都市計画生 産緑地地区 令和八年一月一日国立市告示第一号
東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 六号	福生都市計画生 産緑地地区 令和七年七月十五日福生市告示第一百六 号
東京都市計画沿 道地区計画 八号	調布都市計画下 水道 令和七年十二月二十三日狛江市告示第三 百四十二号
足立区環状七 号線A地区沿 道地区計画	狛江市公共下 水道根川雨水 幹線ポンプ場
東京都市計画公 園 令和八年一月二十三日足立区告示第三十 九号	調布都市計画公 園 令和七年十二月二十三日狛江市告示第三 百四十三号
第四・三・二 十二号西新井 公園	第二・二・四 十号駒井公園
東京都市計画公 園 第三・三・百 三十四号平野 運動場公園	江戸川第二・ 二・八十九号 南篠崎一丁目 公園
東京都市計画公 園 九号	東京都市計画公 園 令和七年十二月二十六日江戸川区告示第 八百六十号
東京都市計画生 産緑地地区 十四号	江戸川第二・ 二・九十九号 之江六丁目公 園
東京都市計画生 産緑地地区 九号	東京都市計画生 産緑地地区 八百六十号
東京都市計画生 産緑地地区 九号	立川都市計画生 産緑地地区 二二二
東京都市計画生 産緑地地区 九号	八王子都市計画 生産緑地地区 三百七十五号
東京都市計画生 産緑地地区 九号	立川都市計画生 産緑地地区 二二二
東京都市計画生 産緑地地区 九号	武蔵野都市計画 生産緑地地区 三三三
東京都市計画生 産緑地地区 九号	三鷹都市計画生 産緑地地区 百五十二号
東京都市計画生 産緑地地区 九号	青梅都市計画生 産緑地地区 九号

<p>調布都市計画公園 第二・二・四十一号根川公園 令和七年十二月二十三日 百四十三号</p>	<p>調布都市計画公園 第二・二・四十三号もくせい公園 令和七年十二月二十三日 百四十三号</p>	<p>調布都市計画公園 第二・二・四十四号中和泉公園 令和七年十二月二十三日 百四十三号</p>	<p>調布都市計画公園 第二・二・四十五号いちよう公園 令和七年十二月二十三日 百四十四号</p>	<p>第九号根川緑地 令和七年十二月二十三日 百四十四号</p>	<p>調布都市計画生産緑地地区 令和七年十二月二十三日 百四十五号</p>	<p>立川都市計画生産緑地地区 令和七年十二月十八日 十一号</p>	<p>東村山都市計画生産緑地地区 令和七年十二月八日 十号</p>	<p>立川都市計画生産緑地地区 令和七年十月二十八日 九十号</p>	<p>多摩都市計画生産緑地地区 令和七年十二月十日 十五号</p>	<p>多摩都市計画道路 七・五・二号公園通り梨の道線 令和七年十一月二十八日 二十二号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・十四号矢野口公園 令和七年十一月二十八日 二十三号</p>	<p>多摩都市計画用途地域 多摩都市計画高度地区 令和七年十一月二十八日 二十五号</p>	<p>多摩都市計画地区計画 稲城榎戸地区 令和七年十一月二十八日 二十六号</p>	<p>多摩都市計画生産緑地地区 福生都市計画下水道 令和七年十月二十七日 五号</p>	<p>羽村市公共下水道 令和八年一月一日 第一号</p>	<p>福生都市計画生産緑地地区 秋多都市計画地区計画 令和七年十月三十日 三十号</p>	<p>武蔵引田駅周辺地区区計画 秋多都市計画生産緑地地区 令和八年一月一日 第一号</p>	<p>秋多都市計画下 令和八年一月二十一日 第一号</p>	<p>水道 あきる野市公共下水道 令和八年一月八日 十五号</p>	<p>福生都市計画公園 第二・二・十七号一本榎公園 令和八年一月八日 第二号</p>	<p>福生都市計画公園 第二・二・九十一号殿ヶ谷南公園 令和八年一月八日 第二号</p>	<p>福生都市計画公園 第三・三・九号殿ヶ谷中央公園 令和八年一月八日 第二号</p>	<p>縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側) 令和八年三月十三日</p>	<p>都市計画道路事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 令和八年三月十三日</p>	<p>東京都知事 小池百合子</p>	<p>一 都市計画事業の別表のとおり種類及び名称 二 施行者の名称 東京都 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 四 事業地の所在 別表のとおり</p>
---	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	--	---	---	---	--------------------------------------	--	---	---------------------------------------	---	--	--	---	---	---	--------------------	---

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
---------------	--------	---------	-------

東京都市計画道路 路事業補助線街 路第八十三号線	北区中十条四丁目、 十条仲原四丁目及 び東十条六丁目地 内	令和八年 二月十七 日関東地 方整備局 告示第三 十五号	第一市 街地整 備事務 所
--------------------------------	--	---	------------------------

告示第三十五号

市街地再開発組合の理事長の住所の変更に
ついて

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八
条第一項の規定により富士見二丁目3番地区市街地再開発
組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

高梨 幸彦

二 住所

千代田区一番町二十二番地一 ブランズ ザ・ハウス
一番町六〇一号

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

